

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

〔立地・環境〕

三浦市は神奈川県南東、三浦半島の最南端に位置し、なだらかに広がる台地と入り組んだ谷戸からなる地形で、東に東京湾、南に太平洋、西に相模湾と三方が海に面し、北部は横須賀市に接している。



〔地震：J-SHIS、三浦市地域防災計画（令和5年3月修正）〕

自然的条件

太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが交錯する地域にあるため、東海地震、南関東地域直下型の地震、その一つとしての神奈川県西部地震等の発生の切迫性が指摘されるとともに、長期的には大正型関東地震の発生も指摘されている自然的条件にあり、地震ハザードステーションの地震ハザードカルテ 2020年基準によると、今後30年で震度6弱以上の地震が発生する確率は45.9%である。なお、震度5強以上の確率は89.2%となっている。

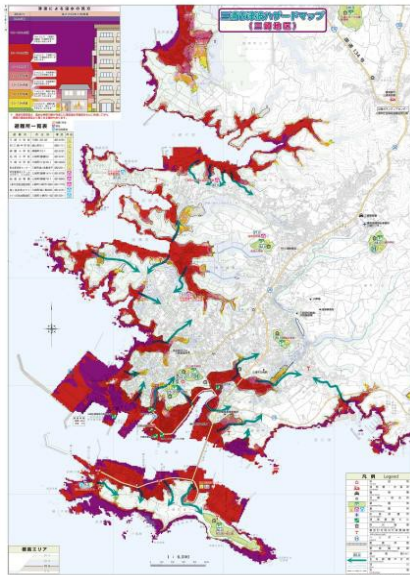
また、三浦市地域防災計画による想定地震及びその被害は下記のとおり。

想定地震	説明	家屋被害	人的被害
都心南部直下型地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が首都直下地震対策特別推進法（平成25年法律第88号）の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。	全半壊 720棟	負傷者 140人
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震。	全半壊 520棟	負傷者 110人
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とする地震。	全半壊 490棟	死者150人 負傷者70人
東海地震	駿河トラフを震源域とする地震。県の地域防災計画において地震の事前対策について位置づけられている。	全半壊 1,650棟	死者20人 負傷者20人
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本市を含む県内の一部の市町村が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。	全半壊 1,970棟	死者60人 負傷者20人
大正型関東地震	相模トラフを震源域とする地震。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象。	全半壊 8,650棟 火災消失 410棟	死者 2,470人 負傷者 190人

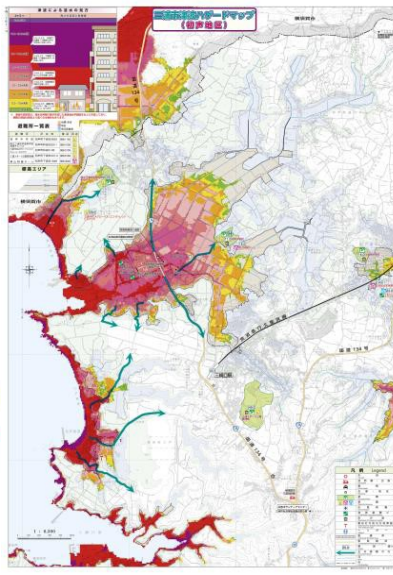
〔津波：ハザードマップ（平成 30 年 12 月発行）〕

本市の三方を囲む海岸線は、リアス式海岸や砂浜海岸など総延長で 49.682km あり、沿岸部には市街地が広がり、相模湾側と東京湾側の海水浴場は毎年合わせて数十万人が利用している。また、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しているため、津波が発生した場合には、甚大な被害が懸念されている。

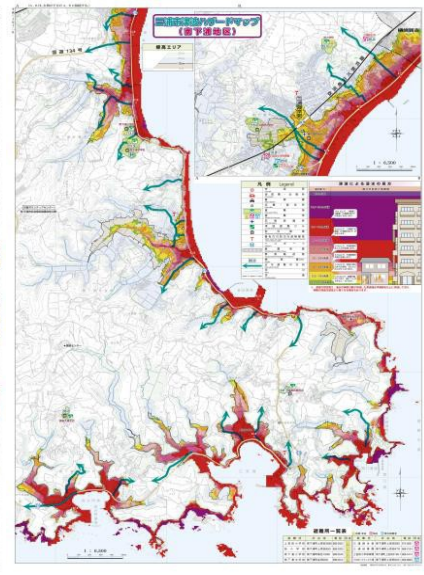
市内を 3 地区に分けた津波ハザードマップは下記のとおり。



【三崎地区】



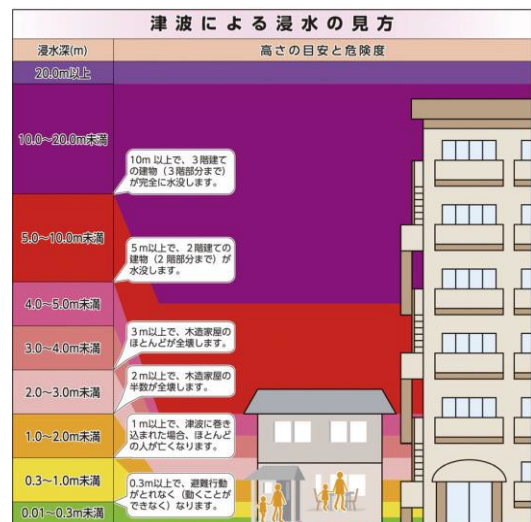
【初声地区】



【南下浦地区】

ハザードマップから、市内沿岸部では広い範囲で 5 m 以上の津波が予想される。

地区別では、三崎地区では三崎水産物卸売市場周辺で 10m 以上の津波が想定されるなど、甚大な被害が予想される。また、南下浦地区では、三浦海岸周辺で広範囲に及ぶ被害が、また、付近の国道 134 号についても 5 m 以上の津波が想定される範囲に含まれていることから交通網の混乱が予想され、京浜急行電鉄三浦海岸駅周辺の飲食店等が多く立ち並ぶ地域についても、津波が到達する想定となっている。さらに、初声地区では、主に畑が広がる内陸部の広い範囲に津波が到達する想定となっている。



〔洪水〕

市内には洪水浸水区域に指定されている地域はなく、洪水ハザードマップは作成されていない。

(2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス）

- ・商工業者数 1,659人
- ・小規模事業者数 1,493人（商工業者数の90%として算出）

(3) これまでの取組

ア 当市の取組

〔三浦市地域防災計画の策定〕

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、市内の災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、本計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的に、三浦市防災会議が策定している。

「地震災害対策計画編」及び「風水害等災害対策計画編」の2編からなる本編並びに「資料編」で構成されており、本市の防災対策の根幹をなすものとなっている。

〔災害情報の伝達手段の多様化〕

災害情報の伝達手段として防災行政無線を整備しており、また、同無線の放送内容が聞き取れない場合等を想定して防災情報メール、防災情報サイト、ツイッター等を利用した情報伝達手段を整備している。

〔災害時協定の締結〕

各関係機関と協定を締結することにより、災害発生時において、迅速な救助活動や応急活動ができるように備えている。

イ 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災、感染症発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日 ～ 令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①小規模事業者のリスク確認

・自然災害

経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・感染症

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

また、事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②広報周知活動

会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

③事業者BCPの策定支援

事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

イ 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、令和3年事業継続計画を作成（別添）

ウ 関係団体等との連携

関係機関との共催により、専門家による普及啓発セミナー（非会員事業所も対象を含む）等を実施する。また保険会社との連携により損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

エ フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援を行った小規模事業者に対して取組状況を確認する。
- ・随時、当所と当市との間で情報共有し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

自然災害や感染症が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策 ＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。
（グループウェアを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県に対処方針に基づき当所による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

当所と当市の間で、大まかな被害状況を確認し、発災後 3 日以内を目安に情報共有を行い、その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。なお、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など、緊急時の役割分担は当所および当市の間で事前に協議しておく。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

また、感染症が発生した場合は、「三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における連絡体制 ＞

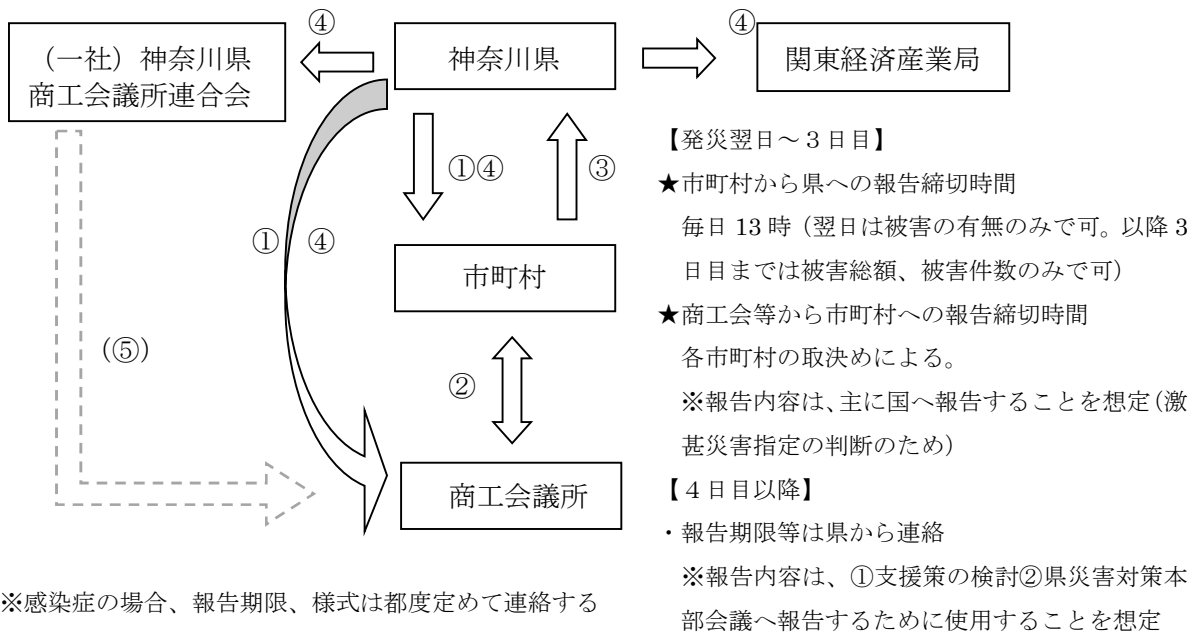
ア 発災時（感染症を含む）における被害情報の連絡・共有体制について

※詳細は令和 2 年 1 月 31 日付け企支 2472 号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について（依頼）」による

- ① 自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に市町村に対し、報告依頼をした旨を連絡する。

- ② 市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③ 各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。
ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。
- ④ 県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。
併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
- ⑤ （一社）神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



イ 被害状況の把握開始の基準

①自然災害

自然災害の被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が当市及び当所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部（第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき

地震災害

- (1) 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- (2) その他状況により必要があるとき

②感染症

感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡したときとする。

ウ 被害状況の報告

自然災害発生時には、当所と当市が共有した情報を、神奈川県指定する方法（※）にて当所又は当市より神奈川県へ報告する。当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておき、また、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて事前に定めておく。

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。

なお、いずれの場合においても、会員事業所のみならず、小規模事業者と接点の多い関係団体等を通じて非会員事業所の被害情報収集にも努める。

※ 県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

ア 相談窓口の設置

相談窓口の開設方法について、当所と当市で相談し、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。なお、当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

イ 小規模事業者向け支援

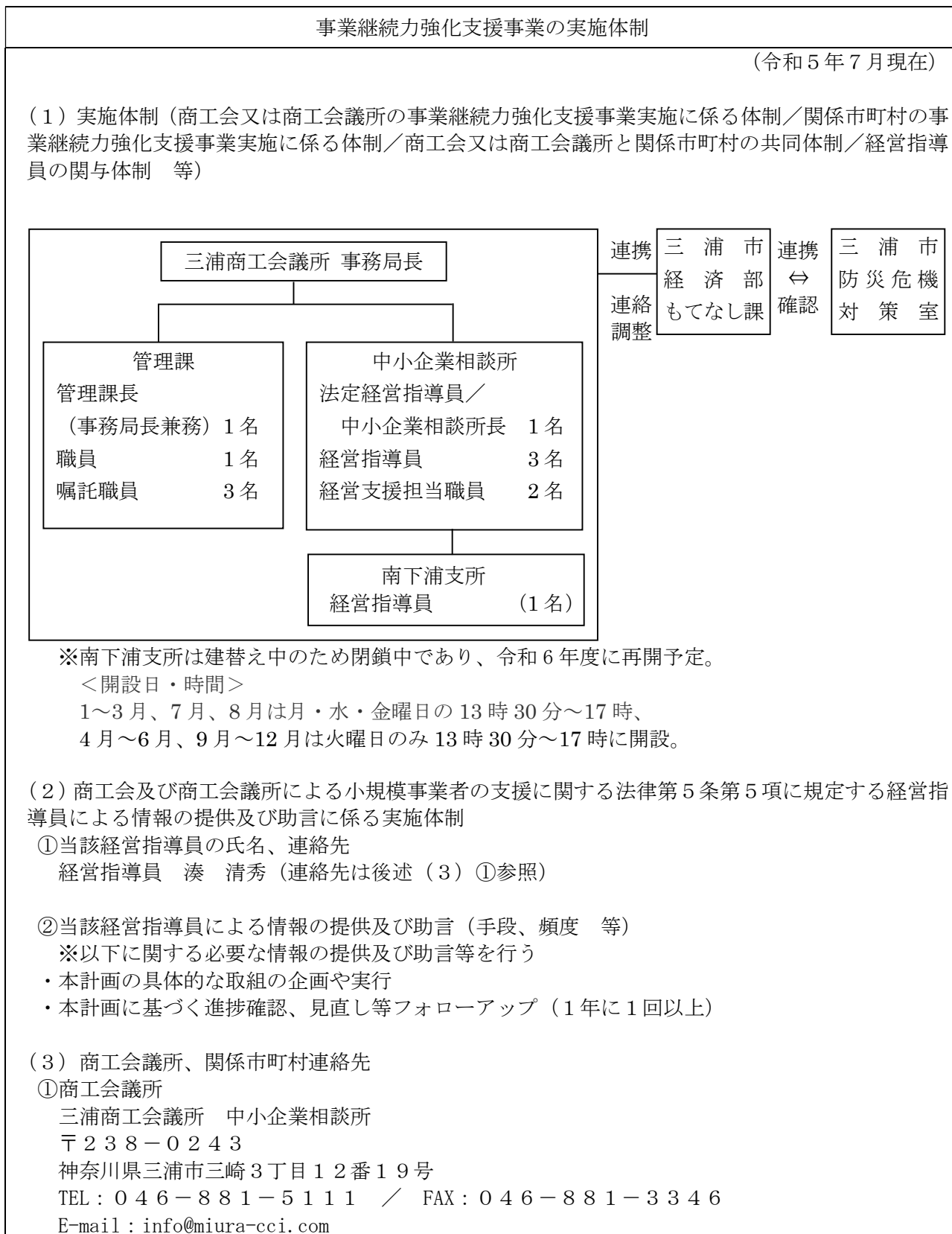
地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を神奈川県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

三浦市 経済部 もてなし課（商工部局）

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町1番1号

TEL：046-882-1111 内線 77344 FAX：046-882-5010

E mail: keizai0101@city.miura.kanagawa.jp

三浦市 防災危機対策室

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町1番1号

TEL：046-882-1111 内線 60642 FAX：046-864-1166

E mail: gyouseikanri1001@city.miura.kanagawa.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ 作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。